



三浦市産後ケア事業のご案内



出産されたお母さんをサポートするための事業です。赤ちゃんを迎える新しい生活に不安のある方、母乳で育てたいけどうまくいかない方、一息お休みをしたい方などを対象に出産・子育てをよく知るスタッフがお母さんと赤ちゃんのケア、相談に応じます。

※利用には申請が必要になります。みうら子育て世代包括支援センターへご相談ください。

利用できる方：三浦市に在住している産後4か月未満（早産の場合、出産予定日から4か月まで）の母子で、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない方、育児に不安を抱えている方

※感染症のある方、入院・治療が必要な方は利用できません。

産後ケアの内容：お母さんのケア（健康管理、乳房ケア）・休養

赤ちゃんのケア（発育・発達の確認）

育児相談・アドバイス（授乳・沐浴方法、スキンケアなどを含む）

産後ケアの種類：母子宿泊サービス

開始：午前10時 終了：午後3時（食事付き）

*市が委託した施設で行います。

母子デイサービス

1日4時間：利用時間帯はご希望や施設の受入れ状況によって決定します。

（※食事の提供はありません。）

*市が委託した医療機関などで行います。利用できる施設は、空き状況等に応じて市で調整してご連絡します。

母子訪問サービス

1回2時間程度

（午前9時30分～11時30分または午後1時30分～3時30分）

利用回数：宿泊サービス・デイサービス・訪問を併せて7回（日）まで利用できます。

自己負担額（費用）：

母子宿泊サービス 1泊2日で18,000円、2泊目からは1泊につきプラス9,000円

*多胎児加算（赤ちゃん一人当たり）1泊2日でプラス9,000円

2泊目からプラス4,500円

母子デイサービス 2,000円 *多胎児加算（赤ちゃん一人当たり）プラス1,000円

母子訪問サービス 500円 *多胎児加算（赤ちゃん一人当たり）プラス250円

*施設またはスタッフに直接お支払いください。

*宿泊・母子デイサービスでは生活保護世帯、市民税非課税世帯の方には費用の減免があります。世帯の状況は申請に応じて確認させていただきます。



【利用の流れ】

利用申請：みうら子育て世代包括支援センター（市役所分館 2 階）へ「三浦市産後ケア事業利用申請書」を利用希望日 2 日前までに直接または郵送で提出してください。（申請用紙はセンター窓口設置のほか市ホームページでダウンロードしてください。）

妊娠中のお申込みを希望される方は、まずはセンターへご連絡ください。母子保健コーディネーターが調整させていただきます。

利用決定：面接にて、お母さんやご家族の希望、母子の状態によりサービスの種類や利用日数を相談し、利用施設等の調整を行います。決定後ご連絡いたします。

サービス利用：

- ・利用が決まりましたら、利用施設への連絡をお願いいたします。利用時間の調整、持ち物等の案内をさせていただきます。
- ・母子宿泊サービス・母子デイサービス利用の方は利用時間までに施設にお入りください。母子訪問サービス利用の場合は利用時間にご自宅へ伺います。
- ・費用は施設又はスタッフにお支払いください（できるだけお釣りのないようご用意ください）。
- ・母子デイサービスでは、食事がつきません。施設内での飲食につきましては利用施設にご確認ください。

利用の変更・中止：

・利用予定日の 2 日前 17 時までにみうら子育て世代包括支援センターへご連絡ください。ご連絡がない場合は費用が発生します。

後日、「三浦市産後ケア事業利用変更（中止）申請書」を提出していただきます。

- ・利用時間より早く退所されても費用は変わりません。

その他：母子宿泊サービス・母子デイサービスは、きょうだい児と一緒にの利用は出来ません。



問合せ：みうら子育て世代包括支援センター
（三浦市役所分館 2 階 保健福祉部子ども課）
住所 〒238-0298 三浦市城山町 1 - 1
電話 046-882-1111(内線 337・338)
FAX 046-881-0148